

【乳幼児における市町村助成内容一覧】

市町村名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療養費	所得 制限	訪問看 護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別(90)		90	<p>○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者</p> <p>○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者</p> <p>*扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外</p>	<p>1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円</p> <p>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円</p> <p>3 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の翌月1日から12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 1割相当負担金 月57,600円限度</p>	<p>1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 *入院と同様</p> <p>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 *入院と同様</p> <p>3 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の翌月1日から6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 1割相当負担金 月18,000円限度</p>	対象外	有	対象	—
三笠市	90010224	90	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	対象外	有	対象	平成22年8月診療分から
	91010223	91	<p>○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者</p> <p>○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者</p>	自己負担なし	自己負担なし	対象外	無	対象	令和7年8月診療分から
	92010222	92	<p>○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者</p> <p>○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者</p> <p>○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者</p>	自己負担なし	自己負担なし	対象外	無	対象	令和7年8月診療分から

【ひとり親家庭等受託市町村一覧】

市町村名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得 制限	訪問 看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別(93)	93	93	<p>○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童</p> <p>○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父</p> <p>○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童</p> <p>○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父</p> <p>* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外</p>	<p>1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円</p> <p>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円</p> <p>3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度</p> <p>4 非課税世帯の母又は父 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円</p> <p>5 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度</p>	<p>1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様</p> <p>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様</p> <p>3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度</p>	対象外	有	対象	平成30年8月診療分から
			三笠市	93010221	93	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	対象外
三笠市	94010220	94	<p>○入院:18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童</p> <p>○外来:18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童</p>	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	対象	令和7年8月診療分から

【 重度心身障がい者 受託市町村一覧 】

市町村名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療養費	所得 制限	訪問 看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別(45)		45	1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る) ※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準 2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下) 3 精神手帳1級(入院医療を除く) *扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 3 3歳以上の者 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 *入院と同様 2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者 *入院と同様 3 3歳以上の者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	有		平成30年8月診療分から
三笠市	45010220	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	対象	平成30年8月診療分から
	46010229	46	○入院:18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	対象	令和7年8月診療分から